## 国民健康保険料等の負担を軽減

会社の倒産や解雇等により 失業した国民健康保険(国保) 加入者の保険料を軽減しま す。軽減を受けるには、届け 出が必要です。

▽対象 次のすべての要件を 満たす人。

·離職時点65歳未満

雇用保険の「特定受給資格 者」または「特定理由離職者」 と認定された人

※特定受給資格者と特定理由 離職者の確認は、雇用保険受 給資格者証に記載されている 離職年月日と離職理由コード

(表) で確認してください。 ▽軽減方法 失業者の前年給 与所得を実際の3割とみなし て保険料を算定し、また高額 療養費負担限度額等の所得区 分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業 者本人以外の国保加入者の給 与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属 する月から翌年度末の間

(例) 平成31年3月31日から 令和2年3月30日までに失業 した人

国保料=離職日翌日の属する 月から令和3年3月まで 高額療養費負担限度額等=離 職月の翌月から令和3年7月

まで

※他の健康保険への加入等に より、国保の資格を喪失した 時点で軽減終了。

▽手続きに必要なもの 国民 健康保険証、雇用保険受給資 格者証、印かん

■その他の失業者の保険料減

退職による国保加入者が雇 用保険を受給する場合、その 受給期間に相当する保険料に ついて、所得割の月割額を3 割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民 健康保険証、雇用保険受給資 格者証、印かん

※失業等により前年より所得 が著しく減少する国保加入者 も減免の対象となる場合があ ります。

#### ■一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で 1カ月に支払う一部負担金が 高額となる場合、一定の要件 に該当すれば一部負担金を減 免します。

▽減免期間 原則年間3カ月 以内(医師の意見により最大 6カ月まで延長可)

▽手続きに必要なもの国民 健康保険証、給与支払証明書 など加入者全員の収入状況等 を証明できる書類、通帳、印

※要件など詳しくはお問い合 わせください。

#### 非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由	
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)	
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇	
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新 1回以上、雇止め通知ありの場合)	
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)	
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)	
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自 己都合退職、退職勧奨	
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険 者期間が12カ月以上の場合)	
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)	
※無於期間效了後 屋田保险無於姿势老証を破棄されている		

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている 場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

#### 間国保医療課国保係(☎983-2962)

### 国民健康保険で柔道整復師(整骨院・ 接骨院)による施術を受けられる人へ



柔道整復 師による施 術は、保険 給付対象と なるものと ならないも

のがあります。保険給付対象 とならない施術を受けた場合 には被保険者証は使えません ので、ご注意ください。

保険が使えるとき

▶外傷性のねんざ・打撲(ス ポーツでのねんざ等)

▶医師の同意がある場合の骨 折·脱臼

▶応急処置で行う骨折・脱臼 の施術(応急手当後の施術に は、医師の同意が必要)

保険が使えないとき(全額自 己負担)

▶単なる(疲労性・慢性的な

要因からくる) 肩こり・腰痛 トスポーツや仕事による筋肉 痛・筋肉疲労

▶脳疾患後遺症などの慢性病 や、症状の改善がみられない 長期の施術

ト保険医療機関(病院・診療 所など)で同じ負傷等の治療 中のもの

▶労災保険が適用となる仕事 中や通勤途上での負傷

医療費の適正化にご協力くだ さい

国民健康保険の医療費は加 入者の保険料などで賄われて います。柔道整復師に保険の 使える範囲を相談し、適切に 受診することで医療費の適正 化につながります。皆さまの ご理解とご協力をお願いしま

## 競争入札等参加資格審査申請の受け付け

建設工事・測量等コンサルタント業務の令和3年度(八幡市外業者は令和3・ 4年度)、物品等の供給については令和3年度(単年度分追加受付)に市が発注 する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、下記の要領で受け付けます。 申請していないと、競争入札等に参加することができません。

※申請用紙は、市ホームページからダウンロードまたは契約検査課窓口で入手で きます。 圖契約検査課(☎983-2201)

	建設工事・測量等コンサルタント業務	物品等の供給	
業務	建設工事または測量等コンサ ルタント業務	物品の製造の請負、売買および賃借 並びに各種役務の提供等	
登録申請資格※右記に該当する業者は申請できません。	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土 交通大臣または都道府県知事 の許可を受けていない者(建 設会社)	(許認可等の必要な業務については、	
	審査基準日の直前2年の営業 年度に完成工事高または測量 等実績高の無い者	直前2年の営業年度に営業実績高の 無い者	
	成年被後見人、被保佐人もしく ていない者	は被補助人または破産者で復権を得	
	市税その他納付金等を滞納して	いる者	
	資格審査申請書を提出すると きまでに市が発注した事業に 関係する債務を履行していな い者		
受付期間	11月2日(月)~12月18日(金	)必着	
受付方法	郵送または持参(原則、郵送と	してください)	
必要書類	申請書、印鑑登録証明書、登記	簿謄本、納税証明書等	
登録有効期間	市外業者:令和3年4月1日 から令和5年3月31日まで(2 年間) 市内業者:令和3年4月1日 から令和4年3月31日まで(1 年間)	令和3年4月1日から令和4年3月 31日まで(1年間)	
備考		すでに、令和2・3年度の登録をし ている場合は申請不要です。	

愛UFJ銀行の口座振替の登録について ※三菱UFJ銀行での市税・料の取り扱 は令和3年3月31日で終了します。

内小学生が描いた

絵画を展示します。

11月12日

517日

金でつくられてい える週間です。

るもの」をテーマに市

**月11日** 

(水)

市

では、この期間中に「税

早めに税務課収納係までご連絡くださ が12月28日の市・府民税第4期分、国民月16日(月)までに手続きをすると、納期または税務課で受け付けしています。11 ※口座振替申込書を自宅へ郵送すること うちょ銀行へ申し込みください。 ゆうちょ銀行の口座振替は、 融機関には申込書がない場合あり) 康保険料第7期分から振替できます。 振替は市税取扱金融機関 郵送を希望される場合は、

口座振替ができる。 市計画税、軽自動 過稅務課収納係 府民税(普 税を考え 車税、国民健康保険料通徴収)、固定資産税・都 の税目等 る週間 **2983** · 2481 1日に抹消します。 一絵画展

います。 間国保医療課医療係 ます。詳しくはお問い合わせください。 貸付には、所得・世帯状況等要件があり (MOON · 207

医療費の自己負担分の貸し付けを行って

よび老人医療受給者を対象に、入院時の

在住の後期高齢者医療被保険者お

間税務課市民税係(☎9∞3・1場所 文化センター1階ロビー 老人医療負担金貸付金のお知らせ 3

業務を行う広域連合)に徴収権限を移管 府と府内25市町村<京都市を除く>の税

利な口座振替の利用を

# 証利用について

を送付後に京都地方税機構(京都

(督促手数料100円を

国民健康保険料(第6期分)、固定資産税(第4期分)、

0

納期限は11月30日(月)

納期限までに納付されず滞納となった

令和3年3月(予定)から、医療機関・ 薬局などでマイナンバーカードが健康保険 証として順次利用できるようになります。 保険証として利用するには、マイナポータ ルから事前登録をする必要があります。

必要なもの ▽マイナンバーカード、利用者証明用電子 証明書暗証番号(数字4桁)

▽マイナンバーカード読取対応スマホ(ま たはパソコンとICカードリーダ)

※スマホやパソコンの操作に不慣れの人 は、国保医療課窓口に専用端末を用意して おりますので、マイナンバーカードと利用

者証明用電子証明書暗証番号 (数字4桁)を必ず用意して

お越しください。 ※端末台数に限りがあり、お 待ちいただく場合があります

ので、時間に余裕をもってご来庁ください。 ※従来の健康保険証は、令和3年3月以降 も使用できます。

※制度の詳細は、厚生労働省またはマイナ ポータルのホームページをご覧ください。 間マイナンバー総合フリーダイヤル(0120 -95-0178)